平成２７年（フ）第５４号
秋田市手形田中５番７号　コーポ愛101号室、住民票上の住所秋田県山本郡八峰町峰浜塙字豊後長根６番地
債務者　高杉　麻良
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第３０号
秋田県にかほ市象潟町字武道島18番地22
債務者　須藤　亜美
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２７年（フ）第１３１号
茨城県龍ケ崎市4563番地　グレースマンション407
債務者　小林　　潤
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３３号
茨城県取手市新取手３丁目６番28―203号、前住所茨城県つくばみらい市北山140番地１の内１
債務者　関　　真晴
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３４号
茨城県北相馬郡利根町大字羽根野850番地60、前住所千葉県八千代市八千代台西８丁目17番10―307号
債務者　田中　哲博
1　決定年月日時　平成27年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目17番７号　杉マンション304、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目24番５号　ヴィラエスポワールⅡ103
債務者　野田　幸恵
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目３番４号　ユイマンション301
債務者　政田　博己
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５４９号
兵庫県尼崎市神田南通２丁目51番地の１　シティフラット尼崎401号
債務者　羽藤　　弘
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５６２号
兵庫県尼崎市菜切山町48番地の３
債務者　中村　　裕
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４５号
兵庫県南あわじ市市三條1139番地10　三条住宅101号、主たる営業所兵庫県南あわじ市神代國衙1300
債務者　居酒屋ひでこと　大谷　英明
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第５２６号
北九州市八幡西区養福寺町３番21号（ジョイフル養福寺103）
債務者　石川　智治
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３０号
北九州市八幡西区千代ケ崎２丁目12番15―302号
債務者　島中　純子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５３３号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番１―712号
債務者　兵藤　美紀
1　決定年月日時　平成27年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１３号
佐賀県伊万里市立花町1940番地　立花県営住宅513
債務者　古賀　千笑
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９１号
鹿児島県垂水市中俣194番地ハ
債務者　坪内　克己
1　決定年月日時　平成27年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月24日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第９８４号
愛知県清須市西枇杷島町替地25番地６　ラドーニ西枇杷島大地の館305
債務者　宮地八重子
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５７８号
名古屋市港区港北町３丁目12番地の２　港北荘１棟201号
債務者　森　高士郎
1　決定年月日時　平成27年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部